

令和5年度第3回秦野市入札監視委員会議事概要

日 時	令和6年1月26日（金） 午後2時から午後3時50分まで	
場 所	秦野市役所 西庁舎3階大会議室	
出席者	委 員	荒川委員長、桑原委員、鞠山委員、東島委員
	事務局	荘司課長、北村課長代理、渋谷主幹

1 開 会

2 議 事

抽出案件の審議について

工 事	
案件番号	案件名称
1	令和5年度天神橋橋りょう修繕耐震補強及び市道10号線道路舗装工事
審議内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・予価超過1者で入札不調となった経緯を確認したい。 ・再入札が行われていないようだが、その後随意契約に移行したかの確認をしたい。 	
回 答	
<p>本件で応札者が1者となったのは、小田急電鉄株式会社が認定する工事指揮者を必要とする工事であったことが要因と考えられます。市内でこの資格者を直接雇用しているのは3者のみのため、過去の同様の入札でも応札者は最大で3者となっています。入札参加者が少ないことが想定できるため、落札率も高くなる傾向があります。また、不調となることも珍しくありません。</p> <p>なお、不調対策として工事指揮者を下請企業から選定することも可としていたところ、今回の応札者は初めて下請から指揮者を配置して要件を満たす事業者となりました。結果として入札自体は不調となりましたが、一者のみの応札であり、再度の入札でも同様の結果になることが予想され、工期的に</p>	

も早期に契約する必要があるため、その後、応札のあった一者と随意契約を締結しています。

委員意見等

特になし

工 事

案件番号

案件名称

2

令和5年度南が丘公民館照明設備更新工事ほか

審議内容

- ・落札者以外は最低制限価格を下回っている最低制限価格の設定に問題がないのか。
- ・最低制限価格未満となる例が多い。なぜそうなるか。

回 答

本市の予定価格は、事前公表する設計金額に対し、入札額の合計を11で割った余りで決まるため、99.0パーセントから0.1刻みで100パーセントまでのいずれかの割合を乗じた額となります。そして、最低制限価格はこの予定価格の90パーセントとなりますので、最低制限価格も11通りに分かれることとなります。

入札参加者は、この仕組みを理解して入札を行いますので、今回のように最低制限価格未満が多い理由は、予定価格率が99.8パーセントであったため、予定価格率99.7パーセント以下で予定価格を想定した事業者が、すべて最低制限価格未満となったことによるものです。制度上、予定価格率が100パーセントに近いほど、最低制限価格未満が増えることとなります。

委員意見等

設計金額の事前公表自体は悪いことではないと思う。
より競争性が機能する方法を検討してもらいたい。

工 事

案件番号

案件名称

3

令和5年度伊勢原清掃工場粗大ごみ処理施設ベルトコンベア修繕工事（その2）

審議内容

再入札が行われていないようだが、その後随意契約に移行したかの確認をしたい。

回 答

本件は全国の業者を対象にして発注し、応札者が1者であり、再度入札しても状況が変わらない可能性が高いため、この1者と随意契約を締結することとしました。

なお、当該施設で使用する機器・設備は、工場特有のもので構成されており、修繕には特注品が必要となるため、入札に参加できる事業者が少ない状況となっています。

委員意見等

特になし

工 事

案件番号	案件名称
------	------

4

令和5年度東田原地区農道整備工事

審議内容

- ・最低制限価格未満で入札不調というのは最低制限価格の設定に問題はないのか。
- ・最低制限価格未満8者、辞退7者で不調となる理由は何か。

回 答

最初に、「最低制限価格の設定に問題はないのか」については、案件番号2と同様の理由となりますが、本件の予定価格算出用の余り値はゼロです。そのため、予定価格率は100パーセントで設計金額と同額になり、最低制限価格は予定価格の90パーセントとなります。今回の場合、予定価格99.9パーセント以下を想定して応札した金額はすべて最低制限価格未満となるため、結果としてすべて最低制限価格未満となりました。

なお、本件については後日再入札を行い、落札者が決定されました。

次に、「辞退者が多いこと」については、本件の入札は10月下旬でした。毎年、年度の後半になるといくつか手持ちの工事をすでに持っている業者が多くなり、参加申請を行った後で、人手の確保や工期の関係などを考慮して応札は辞退するという業者が増えてくる傾向があります。本件もそのような理由ではないかと考えています。

委員意見等	
特になし	

工 事	
案件番号	案件名称
5	令和5年度なかじま西公園外1公園遊具改修工事
審議内容	
再入札が行われていないようだが、その後の経緯の確認をしたい。	
回 答	
<p>入札不調の結果を受け、入札による再発注を検討しましたが、工期確保が困難なことから随意契約を締結することとしました。その際、本件を「なかじま西公園」と「なかじま南公園」の2つの工事に分割し、当初の入札に参加した6者を3者ずつそれぞれの工事に振り分けて見積り合わせを行い、事業者を決定しました。</p>	
委員意見等	
特になし	

工 事	
案件番号	案件名称
6	令和5年度中栄信金スタジアム秦野電光掲示板設備修繕工事 (一者による随意契約)
審議内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の一事業者しか持たない技術とはどのようなものか。 ・ 予定価格と落札金額に落差があるのはなぜか、見積もりはどのようにとったのか。 	
回 答	
<p>最初に、「なぜ特定の一事業者なのか」という理由については、この電光掲示板の設備がメーカー独自のもので、他の事業者が設備等に手を加えると責任の所在が不明確となり、今後の維持管理に支障をきたす可能性があるためです。</p> <p>次に、「予定価格と落札金額に差がある」理由として、本工事の積算の内</p>	

訳としては、業者からの参考見積りで材料費と施工費を積み上げ、国の基準による経費率を使用して算出した諸経費を加えて設計金額としましたが、落札率が低くなったのは、業者の積算した諸経費の率が本市で採用する国の基準に比べて低かったことによるものと考えています。

委員意見等

特になし

コ ン サ ル

案件番号

案件名称

7

令和5年度市営住宅及びミライエ秦野定期点検委託業務

審議内容

落札率が41.80%と低い理由は何か。

回 答

本業務は、建築基準法第12条に基づき、市営住宅の敷地、構造及び建築設備等について、損傷、腐食その他劣化の状況を点検するものです。

落札率が低かった理由は、当該業務の設計金額は参考見積りによるもので、その設計内容は人件費が大部分を占めているため、入札による競争の結果、安くなったものと考えております。

参考見積額を徴取した時の仕様と入札時の仕様に変更はありませんので、低い価格でも利益の出せる業者が競争の結果、落札したものと考えます。

委員意見等

特になし

委 託

案件番号

案件名称

8

令和5年度広畑配水場外8施設電気設備点検委託業務

審議内容

- ・入札が1者のみの高落札率案件である理由
- ・所在地要件を全国とする必要性を確認したい。

回 答

本件が高落札率になる理由は、対象となる電気設備の点検が、取扱いによっては断水につながる危険を伴うため、高い技術力を必要とします。このた

<p>め、入札参加者が限られ、落札率も高くなるものと考えています。</p> <p>また、過去の同様の入札でも参加者が少なかったため、少しでも競争性を確保できるよう、全国の業者を対象に発注しました。</p>
委員意見等
特になし

物 件	
案件番号	案件名称
9	令和5年度伊勢原清掃工場有価物売払い（その3）（単価契約）
審議内容	
・ 予定価格を落札金額が大幅に上回る理由は何か。	
回 答	
<p>予定価格と落札金額の差が大きく異なる理由は、参考見積をもとに設計しているものの、鉄類、非鉄類の売却単価は社会情勢の変化に合わせた変動が激しく、参考見積額は低く出される傾向があります。そのため、入札による競争の結果、予定価格を大幅に上回る金額になったものと考えています。</p>	
委員意見等	
特になし	

3 閉 会